

令和6・7年度 小千谷市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和5年12月
小千谷市

令和6・7年度において、小千谷市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議(以下「競争入札等」といいます。)に参加しようとする方は、小千谷市建設コンサルタント等入札参加資格審査規程(平成7年小千谷市告示第36号)及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」といいます。)の審査(以下「資格審査」といいます。)の申請を行ってください。

1 参加資格の種類

別表の「資格業務」の、それぞれの業種(部門)ごとに資格審査の受付をします。詳細は、提出書類の入札参加希望業種(部門)一覧【第2号様式】でご確認ください。

2 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、別表の「資格業務」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる方です。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、市長が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (4) 暴力団員であると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (7) 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。(8)について同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- (8) 法人であって、その役員のうちに(4)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 小千谷市の市税、新潟県の県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者

3 電子入札利用環境の整備のお願い

小千谷市では、新潟県電子入札システムを共同利用し、原則として入札を行う全ての建設工事及び建設コンサルタント等業務について電子入札により行います。については、新潟県電子入札システムの利用環境を整備していない場合は、利用者登録等の事前準備をお願いします。詳しくは、市ホームページ「電子入札ポータルサイト」等をご覧ください。

なお、利用者登録番号交付申請書は、入札参加資格の申請書類と同時に提出いただいまでも構いません。このとき、まだ入札整理番号が付与されていない場合は、空欄で提出してください。

既に利用者登録をしている方は再度の利用者登録番号交付申請は不要です。ICカードの名義人が変更になる場合は変更届出書を提出してください。

4 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、令和6年4月1日※2から令和8年3月31日までです。

※2 令和6年4月1日以降に行う随時申請は入札参加が認められた日から有効期間が始まります。

5 提出方法

以下の（1）、（2）のいずれかにより提出してください。

(1) 電子申請

市ホームページより提出することができます。事前のアカウントの作成等は不要です。

詳細は小千谷市ホームページ「令和6・7年度 小千谷市建設工事等入札参加資格審査」を参照してください。

(2) 郵送又は直接持参

郵送する場合は、提出先に到達した時点をもって受理としますので、郵送に要する日を考慮し、期限までに到達するよう注意してください。

6 紙での提出部数

1部 申請書等は①～⑪の順に、A4横判は上綴じ、A4縦判は左綴じとなるよう紐等で綴って提出してください。

7 紙での提出先

小千谷市役所 企画政策課 財政係
〒947-8501 新潟県小千谷市城内2-7-5
TEL0258-83-3507

8 提出期間

定期申請に係る申請書等の提出期間は、小千谷市の休日を定める条例第2条に規定する休日を除いて次のとおりです。

- (1) 定期申請 令和6年2月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで
(2) 隨時申請 令和6年4月1日(月)以降

9 提出書類等

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合でも、白紙のまま提出してください。）

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

提出書類一覧 (すべての書類で押印は不要です)	対象事業者※3			備考 ※4
	市内 本店	市内 支店	市外 業者	
建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】 ※電子申請の場合は不要。	◎	◎	◎	①
入札参加希望業種(部門)一覧【第2号様式】 ※電子申請の場合は不要。	◎	◎	◎	②
入札参加希望業種(部門)実績【第3号様式】	◎	◎	◎	③
営業所(主たる営業所を除く)一覧表【第4号様式】 ※電子申請の場合は不要。	◎	◎	◎	④
委任状(任意様式)	△	△	△	⑤
暴力団等の排除に関する誓約書【第5号様式】	◎	◎	◎	⑥
登録を受けていることを証する書面	△	△	△	⑦
営業実績があることを証する書面	△	△	△	⑧
小千谷市の納税証明書(未納がないことの証明用)	◎	◎	×	⑨
新潟県の納税証明書(未納がないことの証明用)	◎	◎	△	⑩
法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことの証明用)	◎	◎	◎	⑪

※3 対象事業者

市内本店：小千谷市内に本店を有する者

市内支店：小千谷市外に本店を有するが、小千谷市内に支店等の営業所を有する者

市外業者：上記以外の者

※4 備考

① 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】

- ・様式の記入については、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。

② 入札参加希望業種(部門)一覧【第2号様式】

- ・様式の記入については、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。

③ 入札参加希望業種(部門)実績【第3号様式】

- ・様式の記入については、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。

④ 営業所(主たる営業所を除く)一覧表【第4号様式】

- ・様式の記入については、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。

⑤ 委任状(任意様式)

- ・契約に係る権限を営業所等の長に委任する場合の提出してください。
- ・委任者・受任者ともに押印は不要です。

⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書【第5号様式】

- ・記載内容を確認のうえ住所(所在地)、商号又は名称、代表者職・氏名を記入してください。

⑦ 登録を受けていることを証する書面

- ・以下の入札参加を希望する場合

業種	提出書類
建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本(国土交通大臣の確認を受けたものに限る。)の写し(財務諸表部分は不要) 申請業種(部門)が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等
測量業務	登録証明書の写し
建築設計業務(一級建築設計)	一級建築士事務所の登録証明書の写し
建築設計業務(建築設備設計)	建築設備士の登録証明書の写し
土地家屋調査業務 不動産鑑定評価業務 計量証明業務	それぞれの登録証明書等(写し)

⑧ 営業実績があることを証する書面

★以下の業務を希望する場合

- ・調査・試験業務
- ・その他の業務

★以下の業務を希望するが⑦の登録が無い場合

- ・建設コンサルタント業務
- ・地質調査業務
- ・補償コンサルタント業務
- ・建築設備設計業務

当該業務の実績の中から1～2件について、その契約書の写しを提出してください。契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの(仕様書等)も添付してください。

また、提出する契約書等には、どの部門に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けるか記載をしてください。

⑨ 小千谷市の納税証明願(未納がないことの証明用)

- ・写しを可としますが、申請書提出日から起算して3か月以内に証明されたものを提出してください。

⑩ 新潟県の納税証明書(未納がないことの証明用)

- ・写しを可としますが、申請書提出日から起算して3か月以内に証明されたものを提出してください。

⑪ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことの証明用)

- ・法人の場合は、納税証明書「その3の3」、個人の場合は、納税証明書「その3の2」です。
- ・写しを可としますが、申請書提出日から起算して3か月以内に証明されたものを提出してください。
- ・電子納税証明書を印刷した書類の提出は不可とします。

10 委任状を提出する際の留意事項

委任状を提出する場合は、次の事項に留意のうえ提出してください。

- (1)委任をする方は、本人(法人の場合は代表者。以下同じです。)であること。
- (2)委任を受ける方は、主たる営業所に代わって小千谷市との建設コンサルタント等業務の委託契約について、すべての責任を負う営業所の代表者であること。
- (3)委任する内容に、参加資格の有効期間を通じて、小千谷市が発注する建設コンサルタント等業務に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- (4)委任状の提出先(あて名)は、「小千谷市長 ○○ ○○」であること。

11 参加資格の追加申請(業種追加)をする場合

参加資格の追加申請(業種追加)をする場合は、「4 提出書類等」のうち、以下のものを提出してください。

この時、「入札参加希望業種(部門)一覧【第2号様式】」の「入札参加希望業種」の欄には、追加申請する業種のみを記載し、「入札参加希望業種(部門)実績【第3号様式】」には、追加申請する業種の属する業務に係る欄のみ記載してください。

- ・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】
- ・入札参加希望業種(部門)一覧【第2号様式】
- ・入札参加希望業種(部門)実績【第3号様式】
- ・登録を受けていることを証する書面
- ・営業実績があることを証する書面
- ・小千谷市の納税証明書(未納のないことの証明用)
- ・新潟県の県税の納税証明書(未納のないことの証明用)
- ・法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納税額のない証明用)

12 申請内容に変更等があった場合

(1) 申請書等を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、「変更等届出書【第7号様式】に必要な書類を添えて、速やかに提出してください。

変更事項	添付書類
① 商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し(登記している者に限る。以下同じ。)
② 営業所の名称、所在地 又は電話番号	建設業許可の変更届出書(許可行政庁の受付印等のあるものに限る。以下同じ。)の写し。所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書又はその写しでも可。
③ 法人の代表者(又はその氏名)	法人の登記事項証明書若しくはその写し又は建設業許可の変更届出書の写し(契約締結権限を営業所に委任している場合は委任状も添付)
④ 代理人(又はその氏名)	新たな代理人に対する委任状
⑤ すでに入札参加資格を得ている業種に係る登録 (建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、又は補償コンサルタント登録規程に基づく各登録資格の取得又は抹消があった場合をいいます。)	<p>ア 実績による入札参加資格を得ていた業種で、新たに登録規程に基づく登録をした場合</p> <ul style="list-style-type: none">・登録証明書の写し <p>イ 登録規程に基づく登録によって入札参加資格を得ていた業種で、その登録を抹消されたが、当該業種の実績により参加資格の継続を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・当該業種の実績があることを証する書類(契約書の写し等) <p>(当該業種の参加資格の継続を希望しない場合、又は当該業種の実績がない場合は、当該業種について廃業等届出書【第8号様式】を提出してください。)</p>
⑥ 小千谷市内での営業所の新設又は廃止	<ul style="list-style-type: none">・新設の場合は、「建設業許可申請書別紙2の写し」又は「建業許可の変更届出書の写し」及び「営業所(主たる営業所を除く)一覧表【第4号様式】」に新設する営業所について記載したもの・廃止の場合は、添付資料は不要

(2) 申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により解散し、又は事業の譲渡、会社分割等を行った時は、次のとおりとなります。

ア 参加資格が認定される前の場合

資格審査の申請は、無効となります。

イ 参加資格が認定された後の場合

(ア) 参加資格の継続を希望する場合

建設コンサルタント等業務入札参加資格承継申請書【第6号様式】を提出してください。内容を審査の上、適当と認められれば入札参加資格が承継されます。

(イ) 参加資格の継続を希望しない場合

廃業等届出書【第8号様式】を提出してください。

別 表

資格業務	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計 若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
<p>※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することは出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋調査士個人、土地家屋調査士法人、名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 		
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験(CBR試験)	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者